

**薬事法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**

**(平成十九年政令第二百八十五号)**

内閣は、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十年四月一日とする。